



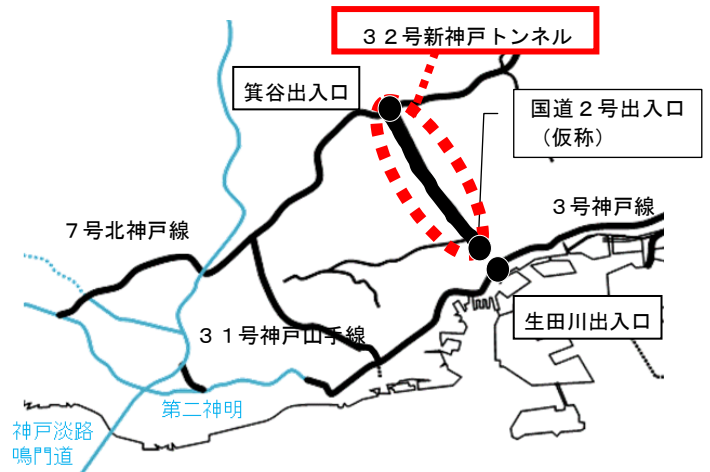
新神戸トンネル有料道路が阪神高速道路株式会社に移管され、
阪神高速道路のネットワークに組み入れられます。

阪神高速道路株式会社は、本日付けで国土交通大臣から新神戸トンネルの移管に係る高速道路事業の一部変更の許可を受けました。これにより、現在、神戸市道路公社が管理している新神戸トンネル有料道路の管理を平成24年10月1日より当社に引き継ぐことになりましたので、概要についてお知らせいたします。

1. 新神戸トンネル移管について

移管により阪神高速道路ネットワークに組み入れられることで、利便性が向上し、神戸地区の交通の分散化、円滑化が図られ、渋滞緩和効果が期待されます。

- 路線名：神戸市道生田川箕谷線
(呼称「阪神高速32号新神戸トンネル」)
- 営業距離：8.5km
- 移管日時：平成24年10月1日(月)
午前0時
- その他：
32号新神戸トンネルは、移管後も道路法46条に基づき規定されている危険物積載車両は通行が禁止又は制限されます。



2. 料金等について

- (1) 移管後の新神戸トンネルの料金を阪神高速の対距離制(500~900円)に組み入れます。
- (2) それに伴い、車両の料金区分が変更になります。
- (3) ETC車は、引き続き32号新神戸トンネルと3号神戸線との連続利用ができます。
- (4) 移管前後の料金

① 32号新神戸トンネルのみ(箕谷出入口~国道2号出入口)をご利用いただく場合の料金(単位:円)

移管前	車種	軽自動車等	普通車	大型車(I)	大型車(II)
	ETC車 現金車	400	600	950	2,200
移管後	車種	普通車		大型車	
	ETC車	500		1,000	
	現金車	600		1,200	

② 32号新神戸トンネルと他の阪神高速道路を連続でご利用いただく場合の料金 (単位：円)

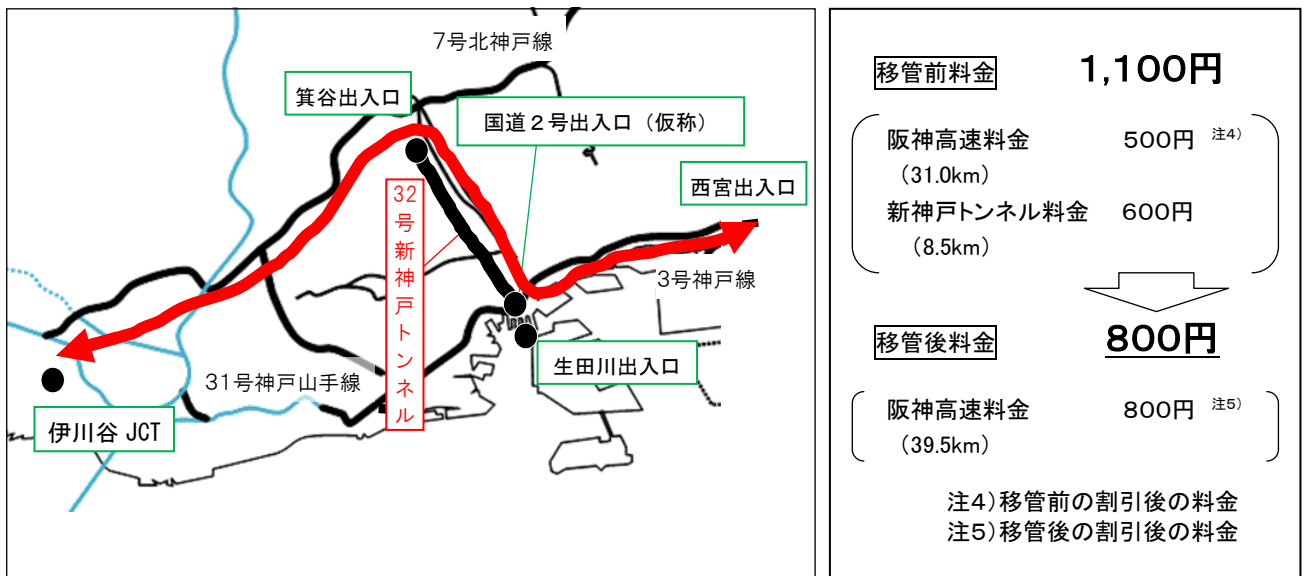
移管前	車種	軽自動車等	普通車	大型車(I)	大型車(II)
	E T C車	600~1,000	800~1,200	1,350~2,150	2,600~3,400
現金車	1,300	1,500	2,750	4,000	
移管後	車種	普通車		大型車	
	E T C車	500~900		1,000~1,800	
	現金車 ^{注3)}	900 (7号北神戸線と新神戸トンネルを連続利用した場合のみ)		1,800	

注1) 軽車両等 (50cc 超~125cc 以下の第二種原動機付自転車) は、引き続き32号新神戸トンネルのみ通行可能で、他の阪神高速道路はご通行できません。料金は50円で、現金でのご利用のみとなります。

注2) E T C車の料金は、西線内々利用割引等が適用された後の料金です。

注3) 現金車は、現行同様3号神戸線と32号新神戸トンネルの乗り継ぎができません。(連続利用には該当しません。)

○ 7号北神戸線 ↔ 32号新神戸トンネル ↔ 3号神戸線の3線を連続利用したE T C車 (普通車) の料金例 (伊川谷 JCT~西宮出入口のご利用の場合)



(5) E T C車の乗継出入口が変更になります。

